

羽幌町外2町村衛生施設組合告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において羽幌町外2町村衛生施設組合が発注する建設工事の請負、設計、地質調査、技術資料作成、測量、物品の購入、印刷物の製造請負、物品の賃貸借、各種業務委託、物品の買受契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法について次のとおり定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これを告示します。

令和 6年12月17日

羽幌町外2町村衛生施設組合
組合長 森 淳

記

第1 資格要件

1 基本的資格要件

競争入札に参加する者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 政令第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に該当しない者であること。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- ② 破産者で復権を得てない者。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札等の参加を制限されていない者。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法第234条の2第1項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でない者
- (4) 町村税（組合構成町村（苫前町・羽幌町・初山別村）に納入義務がある者のみ。）、消費税及び地方消費税を完納している者

2 契約の種類による資格要件

(1) 建設工事の請負契約

建設工事の請負契約（塗装工事、機械器具設置工事に係る契約を含む。以下同じ。）についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和 7年 1月 1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けており、かつ当該許可を受けて2年以上その営業を行っていること。

イ 令和 7年 1月 1日直前2年度分の決算において完成工事高を有していること。

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所又は、2級建築士事務所についての登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者はこの限りではない。

イ 令和 7年 1月 1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和 6年 1月 1日から令和 6年12月31日までの間に売上高を有していること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和 7年 1月 1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 6年 1月 1日から令和 6年12月31日までの間に売上高を有していること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けた者であること。

イ 令和7年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

(5) 物品の購入、印刷物の製造請負、物品の賃貸借、各種業務委託、物品の買受けに係る契約

物品の購入、印刷物の製造請負、物品の賃貸借、各種業務委託、物品の買受けに係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 営業に関し、法令に基づく許可、免許及び登録等を受けた者であること。

イ 令和7年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に売上高を有していること。

第2 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

第3 資格審査の申請方法等

1 申請時期

(1) 令和7年1月20日から令和7年2月28日までとする。（土曜日・日曜日・祝日は除く。）

(2) 共同企業体又は協同組合に係る申請時期は、前号によるほか、当該共同企業体が結成されたときに又は当該協同組合が設立されたときにする。

(3) 特に組合長が認めた者に係る申請時期は、組合長の指定する日とする。

2 申請様式等

(1) 建設工事の請負、設計、地質調査、技術資料作成、測量

市町村統一様式、納税証明書（【国税】消費税及び地方消費税【道税】法人道民税、法人事業税）、印鑑証明書、使用印鑑届、決算書（直前2期分）、委任状（申請者と受任者が異なる場合）、暴力団排除に関する誓約書（様式は任意）とする。

ただし、組合構成町村（苫前町・羽幌町・初山別村）において、事業を営む者については、組合構成町村（苫前町・羽幌町・初山別村）が課税するすべての税について滞納がない旨の証明書も提出すること。

(2) 物品の購入、印刷物の製造請負、物品の賃貸借、各種業務委託、物品の買受け

入札参加資格審査申請書（様式は任意）、納税証明書（【国税】消費税及び地方消費税【道税】法人道民税、法人事業税）、業務経歴書（様式は任意）、印鑑証明書、使用印鑑届、決算書（直前1期分）、委任状（申請者と受任者が異なる場合）、各業種に係る登録証明書、暴力団排除に関する誓約書（様式は任意）とする。

ただし、組合構成町村（苫前町・羽幌町・初山別村）において、事業を営む者については、組合構成町村（苫前町・羽幌町・初山別村）が課税するすべての税について滞納がない旨の証明書も提出すること。

3 提出方法

- (1) 持参または郵送による。
- (2) A4ファイル（紙ファイル。ファイルの色指定無し。）に左綴じにして提出すること。なお、ファイルの表紙と背表紙には商号又は名称を記入（又はシール貼付等）すること。
- (3) 郵送（宅配便等含む。）で提出される場合には、受付番号の返信用封筒（110円切手貼付）又はハガキ（返送先の宛名を記入）を同封すること。

4 申請書提出先

羽幌町外2町村衛生施設組合 きらりサイクル工房

第4 資格審査の再申請

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当し、引き続き競争入札参加資格を得ようとする場合は、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格者の事業又は相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合
- (2) 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）

第5 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において当該許可、免許登録等を取り消されたとき。